

令和7年度猪名川町地域密着型サービス

指定候補事業者応募要項

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所》

令和7年8月

猪 名 川 町

1 応募の趣旨

猪名川町では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で可能な限り在宅での生活が継続できるよう「猪名川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス基盤の整備を進めています。

この募集は、新たに地域密着型サービスを設置・運営を行う事業者の募集に際し、猪名川町の要介護高齢者に対し質の高いサービスが提供できる事業者の選定を適正かつ公正に実施することを目的に公募を行うものです。

2 募集するサービス等

区分内容

サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
整備数	1事業所（一体型・連携型どちらでも可）
募集対象地域	猪名川町内

3 応募資格の要件

応募にあたっては、以下の資格及び要件を全て満たすことが必要となります。

- （1）応募者は、法人であること。
- （2）応募者は、施設等を設置、当該サービス事業の運営を直接行う法人の代表者であること。（サービスの委託は認めない）
- （3）介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更生又は再生手続き中でないこと。
- （5）応募者又は法人及びその事業所に属する者（今後、属する予定である者を含む。）が猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号から第6号に該当しないこと。これに違反していることが判明した場合は、理由の如何を問わず不適とする。
- （6）関係法令及び省令、解釈通知・運営基準等を十分に理解し、遵守できる者で、かつ、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所を整備し、長期的に安定した運営を行うために必要な資力、能力、意欲等を有すること。
- （7）当該法人及び代表者が国税及び地方税等に滞納がないこと。
- （8）国、県及び市町等が実施した指導監査において、指摘された事項が改善済みであること。また、過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- （9）令和8年度末までに施設整備が完了し、事業所開設が可能であること。
- （10）応募法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること。
- （11）確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有

するものであること。

4 留意事項

- (1) 事業予定地は、猪名川町内とする。
- (2) 土地・建物は、事業の継続性（利用者への援助の継続性）を十分確保するため、整備法人が自ら所有する等により確保することを条件とします。また、賃貸物件を利用して実施する場合は、土地・建物ともに十分な期間（原則10年以上）にわたる契約がなされ、事業の継続性が十分確保されていること。賃借料は相場等と比較して適正な価格であること。
- (3) 事業予定地は、町内の市街化区域内とすること。ただし、他の事業所と共用で事業所を設置する場合で、関係機関との協議により共用で認められる場合は、市街化区域内であることは問わない。その際、関係機関との協議概要を報告すること。
- (4) 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の人員、設備及び運営については「猪名川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第23号）」等関係法令を遵守した計画とすること。
- (5) 事業計画及び事業運営については、地域との交流・理解・協力が必要不可欠であるため、開設までに地元自治会、近隣住民に対して十分な説明を行うとともに意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

5 運営条件

- (1) 利用者の個人としての尊厳に十分な配慮をするとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るため質の高いサービスを提供すること。
- (2) 明るく清潔で、町民に親しみやすく、地域に開かれた事業所となるように配慮すること。
- (3) 町行政及び町内の他の事業者と連携を図りながら、地域住民の安心・安全な生活の基盤づくりに配慮すること。

6 応募の方法及び受付期間

申し込みされる事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年8月28日～令和7年9月22日
- (2) 受付時間 9：00～17：00まで（土曜・日曜・祝日を除く）
- (3) 提出先 猪名川町保険課 介護保険担当（猪名川町役場1階2番窓口）

TEL 072-767-6235

※郵送による受付はいたしません。保険課窓口にて提出をお願いします。

※提出される際は、事前に担当者まで提出日時の連絡をお願いします。

※受付期間及び受付時間以外は、受理しません。

- (4) 提出書類 提出書類は別紙のとおりです。様式については、町ホームページからダウンロードして下さい。

☆応募関係様式（定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所）

☆その他添付書類

- (5) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

- (6) 書類の体裁 提出書類は以下のとおり体裁を整えてください。

①提出書類は、原則A4サイズで作成（両面印刷は不可）してください。図面についてはA3サイズでの作成も可としますが、A4サイズにたたんで綴じてください。

②提出書類は、フラットファイル等に綴じ、項目ごとに文字表記のインデックスをつけてください。併せて全体の目次及びページ番号をつけてください。

③契約書類など原本の写しを提出する場合は、原本証明をしてください。

④副本は、正本を複写したものを提出してください。

7 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募に必要な提出書類に不備・不足等がないよう確認のうえ提出してください。また、不備や不足があれば補正を指示しますので、受付期間中に補正のうえ再提出してください。受付終了日時までに再提出されなければ、応募を辞退したものとみなします。
- (2) 町が必要と認める場合は、追加の資料提出を求めることがあります。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却できません。また、提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類に係る個人情報については、事業者選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しません（ただし、暴力団排除に関する書類は除く）。なお、提出書類については、「猪名川町情報公開条例（平成10年条例第26号）」に基づき公表する場合があります。
- (5) 応募に係る費用の一切は、応募者の負担とします。
- (6) 提出書類の内容を確認するため、関係機関に照会することがあります。
- (7) 提案する事業が確実に実施できるよう、出来る限り具体的な計画を提出してください。
- (8) 他の応募者の計画内容、応募状況等に関する問い合わせは、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 本応募における用地等の権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償等については、応募者の責任に帰する事項であり、町はその責任を一切負いません。応募者が、指定候補事業者の審査選考から漏れた場合も同様

です。

- (10) 応募に際してあらゆる不正行為を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募・選考を無効（失格）とします。
- (11) 指定事業者の決定を受けた後であっても、事業計画が成り立たない事態（資金計画の大幅な変更、事業者自身で地域との連携・協力体制を得られない、人員が確保できない等）が判明した場合は、決定を取り消す場合があります。
- (12) 応募申込後に応募を辞退される場合は、「辞退届」（様式第7号）を提出してください。
- (13) 募集内容に関して質問がある場合は、「指定候補事業者応募に関する質問書」（様式第8号）に要旨を記入のうえ、令和7年9月5日17時までに電子メールにて送信してください。（来庁又は電話による質問は受け付けません。）メール：kaigo@town.inagawa.lg.jp
質問への回答は、令和7年9月12日正午以降に、質問者名を伏せ町ホームページにて回答します。なお、この回答をもって、本募集要項及び要領を補完するものとします。
- (14) 本要項に記載のない事項に関して疑義が生じた場合等は、新たに取り扱いを示す場合があります。

8 施設整備に対する補助金

整備に対する補助金は、兵庫県の「地域介護拠点整備費補助金」等を原資とする範囲内で、費用助成を行う予定です。ただし、当該補助金を活用した助成については、県の交付決定及び町の予算措置に係る議決等が別途必要であり、確約されたものではありません。詳細につきましては、県ホームページにて確認してください。補助金の交付を受ける場合は、申請に係る書類等の提出や事業計画、工事業者の選定、財産処分等その他条件が付されますのでご注意ください。なお、町単独での費用助成（補助金）はありません。

9 指定候補事業者の審査

指定候補事業者の決定は、資格・要件について以下のとおり審査を行い決定します。

(1) 選定方法

- ・応募書類に基づく書類審査並びに町内部での審査（ヒアリング調査等）を実施し、「猪名川町地域密着型サービス運営委員会」の意見も踏まえ、町長が決定します。

※ヒアリングの日程等の詳細は、募集期間の終了後に応募事業者へ連絡いたします。

(2) 評価項目

- ・評価については、応募書類、ヒアリング調査等から事業計画の内容や熟成度、安定かつ適切な運営、地域等との連携の観点において優れた事業者を、次の審査項目等に基づいて行います。

- 応募動機
- 法人の理念・基本方針
- 法人の運営の透明性・公平性、法令等の遵守状況
- 法人の経歴・実績・経営状況・資産状況
- 運営方針
- 運営計画の適格性
- 従業員の確保や資質の向上に関する方策
- 地域等との連携(事業所・利用者と地域との関わり、行政等との関わりについて)
- 医療機関との連携
- 防災対策等施設管理の安全性
- 整備計画
- その他独自の取り組み

(3) 選定結果

- ・選定結果は、応募したすべての事業者に対し文書により通知します。なお、選考経過、評価結果についての問い合わせには回答しません。

(4) 注意事項

- ・選考審査にあたっては、現地調査を行う場合があります。
- ・選考審査の結果、適正な計画と認められないときは、応募者数が整備数以内である場合も指定候補事業者「該当なし」とします。
- ・選考審査の結果及び候補事業者の決定についての異議は認められません。
- ※事業者指定、整備補助金協議等については、別途申請が必要です。従って、指定候補事業者としての決定が、事業者指定及び整備補助金の交付を確約するものではありません。

(5) 審査結果の公表

- ・決定した運営事業者名及び事業の内容は、町のホームページで公開します。

10 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年8月28日	応募受付開始
令和7年9月22日	応募受付終了
令和7年9月下旬予定	指定候補事業者の選定（書類審査・ヒアリングの実施）
令和7年10月中旬予定	指定候補事業者の選定結果を通知
令和7年10月下旬予定	補助金事前協議（該当する場合のみ）
令和7年12月下旬予定	補助金交付申請（該当する場合のみ）
令和8年2月上旬予定	補助金交付決定通知（該当する場合のみ）
令和8年2月中旬	整備着手

11 事業開始予定 令和8年度中

※指定候補事業者が補助金を希望する場合は、補助金協議の都合により、整備着手、事業開始の日程がずれ込む場合があります。

【応募に係る提出書類一覧表】

No.	項 目	内 容	様 式
1	猪名川町地域密着型サービス事業者応募申込書	所定の様式	様式第1号
2	地域密着型サービス設立計画書	所定の様式	様式第2号
3	猪名川町暴力団排除に関する条例に係る誓約書	所定の様式	様式第3号
4	法人の定款又は寄付行為	最新のもの	
5	法人登記簿謄本	応募日前3か月以内に発行されたもの（記録内容に変更が生じているものは不可）	
6	法人の概要	①法人の沿革（事業経歴・実績） ②法人の基本的事項（代表者の経歴・役員名簿） ③現在運営している施設又は事業所の概要（事業所のパンフレットでも可）	
7	滞納が無いことの証明書	①国税、市町民税の納税証明書（代表者） ②法人税、消費税の納税証明書（法人）	
8	法人の決算関係書類	直近のもの	
9	指導監査、施設監査の状況に関する書類	①現在運営している施設又は事業所が国・県及び市町から通知された指導監査結果（写し） ②当該指導監査に対する改善状況報告書（写し） ※直近のもの	
10	整備予定地の位置図（周辺の住宅地図等）	最寄りの駅又はバス停を示し、そこからの距離及び徒歩で要する時	

		間を記載すること。	
11	整備予定地の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	土地、建物に関する登記簿謄本又は売買契約（確約）書、賃貸借契約書等の写し。応募日前3か月以内に発行されたもの（記載内容に変更が生じているものは不可）	
12	整備計画を確認する書類	①整備に係る見積書・工程表 ②事業予定地の位置図 ③建物配置図・平面図・立面図 ※寸法、各室の面積、縮尺等が記入されたもの ④整備予定地の現況写真 ※状況がわかりやすいように多方向から撮影し、A4版の台紙等に添付すること	
13	資金計画書	整備に関する収支の内訳 ※残高証明書、借入予定証明書を必要に応じて添付すること	様式第4号
14	借入金償還計画	借入金償還計画（融資ごとに作成すること） ※該当する場合のみ	様式第5号
15	収支計画書	事業所開設後5年間の運営に関する収支予算書	様式第6号又は任意様式
16	事業スケジュール		